# 福岡市指名基準

平成6年8月29日決裁

平成13年8月1日 平成15年8月1日 平成17年8月1日 平成22年4月1日 平成28年8月1日 令和7年8月1日 改正

福岡市契約事務規則第20条の規定に基づき、指名基準を次のように定める。

## (指名の対象)

第1条 工事の請負契約について指名競争入札を行うに当たっては、競争入札有資格 者名簿に登載された者のうち当該工事の種別及び予定金額に対応する有資格者(福岡 市契約事務取扱規程第6条の規定による認定を受けている者をいう。)の中から指名 するものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

## (指名する者の数)

第2条 工事の請負契約については、当該工事の種別及び等級に応じ別表に定める数の者を指名するものとする。ただし、特別な技術を要する等の理由により当該工事を施工できる有資格者の数が限られているときは、この限りでない。

#### (指名の基準)

- 第3条 工事の請負契約については、次に掲げるところにより指名する者の選定を行う こととし、指名が特定の有資格者に偏しないようにするものとする。
  - (1) 施工能力のある者を指名する。
  - (2) 受注機会が公平となるよう指名する。
  - (3) 不誠実な行為の有無、信用状態等を考慮して指名する。
- 2 本市の区域内に主たる事務所を有する者(以下「地場業者」という。)に施工能力 があると認められる場合は、地場業者を優先的に指名する。
- 3 地場業者に施工能力がないと認められる場合又は地場業者の数が不足する場合は、 本市に支店を有する者を優先的に指名する。
- 4 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づき競争入札参加停止の措置を受けている者については、指名を行わないものとする。

#### (その他の契約)

第4条 製造の請負、物品の買入れ、業務委託その他の契約について指名競争入札を行う場合も、可能な限り、前各条の例により指名を行うものとする。

# 別 表

工事種別等級	建 築 一般土木	電 気 管	造 園	ほ 装	その他の エ 事
A	16社以上 28社以下	12社以上 24社以下	12社以上 24社以下	8社以上 24社以下	6社以上 24社以下
В	12社以上 24社以下	8社以上 20社以下	8社以上 16社以下	6社以上 16社以下	
С	8社以上 20社以下	6社以上 16社以下	6社以上 12社以下		
D	6社以上 16社以下				

# (参考)

1 各工事の等級は、契約の予定金額に応じ次のとおりである。

工事種別等級	建築	一般土木	電気管	舗 装	造 園
A	3億3,000万円以上	2億1,000万円以上	5,300万円以上	2,600万円以上	4,300万円以上
В	8,600万円以上	7,600万円以上	1,600万円以上	2,600万円未満	1,600万円以上
	3億3,000万円未満	2億1,000万円未満	5,300万円未満	2,000万円水個	4,300万円未満
С	2,100万円以上	2,100万円以上	1,600万円未満		1,600万円未満
	8,600万円未満	7,600万円未満	1,000万口水侧		
D	2,100万円未満	2. 100万円未満			

2 上記に掲げる種別以外の工事については、等級に区分しない。